

生活支援サービス

契約書

祖師谷ケアパークそよ風

株式会社SOYOKAZE



## 祖師谷ケアパークそよ風 生活支援サービス契約書

表題部記載の契約当事者である「サービス提供事業者（以下「甲」という）」と「入居者（以下「乙」という）」は、賃貸借の目的である建物「祖師谷ケアパークそよ風」における乙に提供する生活支援サービスについて以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### （1）契約の開始年月日

契約締結日	年　月　日
入居予定日	年　月　日

### （2）契約当事者の表示

入居者	氏名				性別 男・女
	住所	〒			
	生年月日		年	月	日
	同居人（2人部屋の場合）				
	氏名				性別 男・女
	住所				
	生年月日		年	月	日
サービス提供事業者名	事業者名：株式会社SOYOKAZE 代表者：代表取締役 中川 清彦 住所：東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル				

### （3）生活支援サービス費用の概要

月払いの利用料	費用計算起算日	年　月　日
	支払方法	毎月月末までに、前月分支払い
	基本サービス費	月額52,381円（税込）※詳細は「重要事項説明書」に記載 (状況把握・生活相談サービスも含む)
	食事サービス	朝食566円、昼食891円、夕食943円、おやつ154円（全て税込） ※喫食分を請求。朝食とおやつは軽減税率（8%）の対象です。
	オプションサービス費	入浴介助・通院介助・居室清掃・洗濯・買い物・行政手続き代行・入退院の付添い・外出支援等（275円～1,650円（税込）） ※介護保険サービスとは異なる有料サービスになります。 ※料金及び詳細は「重要事項説明書」に記載。

## 条文

### 第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるすまいの充実をはかることができるよう、乙の希望に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として頭書（3）のサービス料金を甲に支払うことを約します。本契約は、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護の契約を締結していない入居者を対象とします。

### 第2条（各種サービス）

- 1 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう、生活支援サービスを提供します。提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条1項に規定する状況把握・生活相談サービスも生活支援サービスに含まれます。
- 2 甲は、乙のために、医師に対する往診の依頼は行いますが、介護サービスとして医療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたって医療を要する費用は、差額ベッド代等の医療保険の給付対象とならない費用を含めてすべて乙の負担となります。

### 第3条（乙の権利）

乙は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。乙は、これらの権利行使することにより、甲から不利益な取扱いを受けたり、差別的待遇を受けることはありません。

- ① 乙はサービスの提供においてプライバシーを可能なかぎり尊重される。
- ② 乙は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は乙が負担する。
- ③ 乙は、緊急やむをえない場合をのぞき、身体的拘束その他行動を制限されることはない。

### 第4条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する生活支援サービス（随時サービス）については、サービス終了時に乙からサービス提供の確認を受けます。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する前項の諸記録を閲覧できます。

### 第5条（サービス費用の支払い）

乙は、頭書（3）の記載に従い、サービス費を甲に支払わなければならない。

- 1 甲は基本サービスと乙が利用した食事サービス及びオプションサービスについて計算し、翌月15日までに請求します。
- 2 基本サービス費は入居日から発生し、入退去の月に関しては、基本サービス費は日割り計算とする。（1ヶ月を30日として日割り計算し、1円未満の端数は切捨てとするものとする。）

### 第6条（賠償責任）

- 1 甲は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに乙に対して損害の賠償を行います。ただし、乙側に故意又は重大な過失がある場合にはその限りではございません。

2 甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。

#### 第7条 (秘密保持)

甲は、業務上で知り得た乙又はその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、乙又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

#### 第8条 (サービス費用の改定)

- 1 甲は、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費、その他の経済事情の変動により費用が不相当になった場合には、費用を改定することができます。
- 2 前項の改定にあたっては、甲は乙又は身元引受人等へ事前に通知します

#### 第9条 (契約の終了)

- 1 建物の賃貸借契約が終了した場合には、生活支援サービスの提供も終了するものとする。
- 2 生活支援サービスの提供が終了した場合には、建物の賃貸借契約も終了するものとする。  
ただし、乙の責によらない事由により生活支援サービスの提供が終了した場合には、乙は、建物の賃貸借の継続又は終了のいずれかを選択することができる。
- 3 乙が介護保険法の介護認定を受け、事業者が別途提供する特定施設入居者生活介護を提供する場合、自動的に終了する。

#### 第10条 (事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、一定の手続きを経た上で本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、甲は次の手続を行います。
  - ① 一定の観察期間をおくこと。
  - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③ 契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。
  - ④ 前号の通告に先立ち、乙の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することができます。

#### 第11条 (利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

#### 第12条 (緊急時の対応)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### 第13条 (相談・苦情窓口)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応致します。

#### 第14条 (重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

#### 第15条 (本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第16条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、祖師谷ケアパークそよ風の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年　月　日

事業者（甲）

<住所> 東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル

<氏名> 株式会社SOYOKAZE

代表取締役 中川 清彦 印

入居者（乙）

<住所>

<氏名> 印